



介護職員初任者研修 助成金を交付します!



介護人材の技能の向上と介護施設等への定着の促進を図るため、介護職員初任者研修を修了し、一定期間以上市内の介護事業所に勤務された場合に、研修に要した費用の一部を助成します。

受付期間 令和8年5月8日(金)～12月11日(金)(郵送可、必着) ※受付期間内に助成人数に達した場合は、受付を終了します。

1 助成対象者 申込時点で、次の(1)～(3)のいずれにも該当する方。

(1)

介護職員初任者研修を受講中か、研修の修了日が申込日前1年の期間内である方。

(2)

介護職員初任者研修の受講料等について、他の公的な助成金等の交付を受けていない方。

(3)

現在お住まいの市町村税に滞納がない方。



2 助成要件

(1)

助成金申込受理通知日以降、市内の介護施設等^{〔※1〕}(原則として同一の介護施設等)で介護職員として、継続して3ヶ月以上就労^{〔※2〕}すること。

(2)

介護職員初任者研修受講料等の支払いを終えており、かつ介護職員初任者研修の課程を修了していること。



3 助成額

介護職員初任者研修の受講に要した受講料等の額(上限50,000円)

4 助成人数

15人(先着順)

〔※1〕 介護施設等

居宅サービス(介護予防サービスを含む)事業所(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く)、地域密着型サービス(介護予防サービスを含む)事業所、施設サービス事業所

〔※2〕 就労

市内の介護施設等での就労は、常勤・非常勤(週3日以上勤務)とします。



申込書については、市役所介護保険課の窓口等に配置するほか、下記ホームページからもダウンロードできます。

《 問合せ・申請先 》

生駒市 福祉部 介護保険課

〒630-0288

奈良県生駒市東新町8番38号

TEL: 0743-74-1111 (内線7420)

Eメール: kaigo@city.ikoma.lg.jp

生駒市介護保険課ホームページ

<http://www.city.ikoma.lg.jp/0000005431.html>

生駒市介護職員初任者研修受講就労支援事業の流れ

申請者

助成金申込書に下記書類を添付して、介護保険課に提出

- 研修の受講料等を確認できる書類
- 研修受講証明書の写し、または研修修了証明書の写し
- 住民票の写し(住民票抄本)及び市税に滞納がないことを示す証明書、または個人情報の利用に係る同意書

助成金申込受理通知書を受領

助成金申込受理通知日以降、市内の介護施設等で3か月以上就労

令和9年3月31日までに 助成金交付申請書に下記書類を添付して、介護保険課に提出

- 就業証明書
- 研修修了を証する書類の写し(申込時、研修受講中の方のみ)
- 研修受講料等の領収書か支払額証明書

助成金交付決定兼交付額確定通知書を受領

請求書を介護保険課に提出

助成金の入金を確認

生駒市

助成金申込書を受領

助成金申込受理通知書を送付

提出書類を審査

助成金交付決定兼交付額確定通知書を送付

請求書の受領

請求書記載の口座へ助成金を入金